

食安検発第0206001号  
平成21年2月6日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部企画情報課  
検疫所業務管理室長  
(公印省略)

食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の  
登録検査機関への委託の指示について（鯨肉の残留農薬）

試験事務の登録検査機関への委託については、平成16年12月2日付け食安発第1202003号（最終改正；平成20年12月26日）「食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の登録検査機関への委託について」（以下「部長通知」という。）により通知しているところです。

今般、平成20年9月19日付け輸入食品安全対策室事務連絡「輸入鯨肉の取扱いについて」により、鯨肉の輸入届出がなされた際は、鯨肉の残留農薬（区分：水産食品）等に係るモニタリング検査を実施することとされましたが、当該検査については、その試験に関する事務の一部について、部長通知の別添の1（2）に基づき、緊急的に登録検査機関に委託することとしましたので、その実施に当たり、下記に留意されるようお願いいたします。

#### 記

1. 登録検査機関に委託を行うための検査件数等については、当室より別途指示する。
2. 上記1. において検体数の割り振りがあった検疫所のうち、緊急的に登録検査機関と委託契約を行う検疫所については、当室より別途指示する。
3. 部長通知の別添の3（1）に関連し、地方厚生局における適合命令等の発出及びその改善確認の状況については、必要に応じ別途情報提供する。